

契約方法の ご案内

ご理解とご協力を
よろしくお願いいたします



シルバー人材センター
マスコットキャラクター
チエブクロー



フリーランス法^{※1}施行にともなう 新たな契約方法への移行 について

令和6年11月からの「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(いわゆるフリーランス法^{※1})の施行に伴い、当センターにおけるこれまでの請負・委任契約^{※2}については、新たな業務委託契約へこれを見直すよう国から方針が示されました。

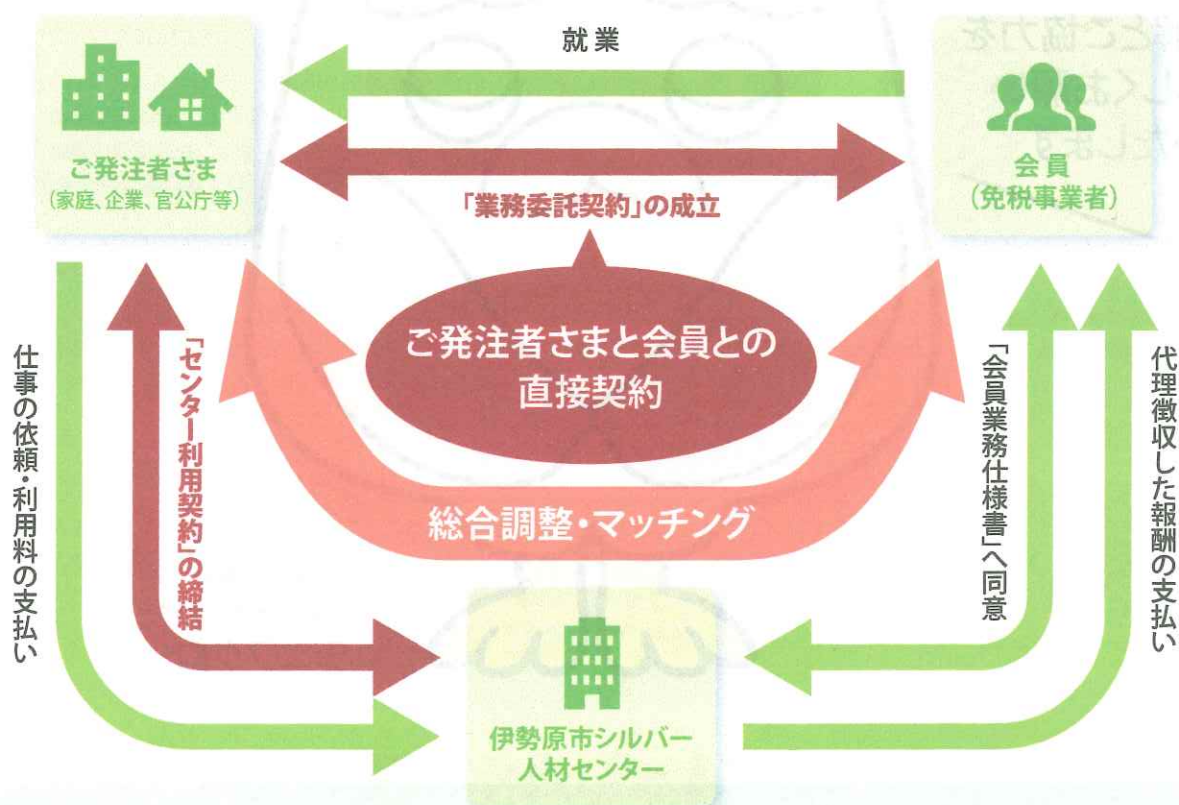
この方針を踏まえ、当センターでは令和7年4月から新たな契約方法へ移行しました。新契約では、ご利用いただくお客さまから当方会員に対して直接業務委託が行われる形式(下図)となります。これまでのように総合調整(マッチング)等は当センターが行うためお客さまの事務負担は生じませんが、お客さまと当方会員との業務委託契約が成立することにより、ご利用料金に含まれる会員報酬部分(旧配分金)に係る適格請求書(インボイス)の発行はできなくなります。

なお、当センターへのご依頼は、当センター利用規約と同会員業務就業規約に基づいた契約となります。内容をご確認の上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。



新しいご契約のイメージ

サービスの提供においてはこれまでと変わりありませんが、契約関係においては、ご発注者さまとセンターとの間には**利用契約が締結**され、また、就業会員が業務仕様書へ同意することにより、ご発注者さまと就業会員との間に**業務委託契約が成立**することになります。





契約方法変更にもなう 請求書様式の変更について

新たな契約では、お客さまと当方会員（免税事業者）との業務委託契約が成立していることにより、ご利用料の請求内訳にある会員業務委託料（旧配分金）につきましてはインボイス非対応となります。

従いまして、お客さまが課税事業者として納付消費税額を算出される際の会計処理（本則課税）におきましては、当方請求書様式に仕入税額控除の対象外経費となる記載が含まれていることにご留意ください。

なお、国の経過措置^{※3}により、免税事業者等からの課税仕入に係る税額の一部を控除できる特例期間が設けられております。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

ご利用料の請求内訳と請求書様式

	委託料の内訳	請求書様式	仕入税額控除
料金	センター業務委託料 （事務費）	適格請求書 （インボイス）	対象 （従来どおり全額控除可）
	会員業務委託料 （会員の報酬）	インボイス非対応	対象外 （経過措置 ^{※3} あり）



免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置^{※3}



センターの会員は年間の売上高が1,000万円以下の免税事業者です。

また、報酬単価は「地域別最低賃金」を根拠としていることから、

新たに課税事業者となり納税することは困難です。

就業機会の確保に何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

発注のご相談から業務終了までの流れ

1 発注の準備

お仕事の内容をお伺いし、業務仕様内容を確認します。

2 利用契約の締結

「シルバー人材センター利用契約」を締結し、会員のマッチング、総合調整を行います。

3 業務委託契約の成立

センターが会員向けに就業条件を明示する「会員業務仕様書」を作成し、当該会員が同意することで、ご発注者様と会員の間に「業務委託契約」が成立します（ご発注者さまの事務負担なし）。

4 会員の就業

これまで通り真心こめて就業いたします。

5 業務委託料の請求

センターからの一括請求となります。

6 お支払い

一括振込でご精算いただけます。
（会員業務委託料分は代理徴収）

契約方法が変更になりましても、ご発注者さまのお手を煩わせることのないよう誠心誠意努めて参りますので、変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。



※1. フリーランス法とは？

個人が事業者（フリーランス／センターの会員も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（ご発注者さま）に対して、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられることとなります。



厚生労働省



公正取引委員会

※2. 請負・委任契約とは？

請負契約は仕事の完成を目的として成果物に責任を負う業務に対して結ばれる契約で、委任契約は仕事の完成ではなく業務の遂行を目的として当該期間に責任を負う業務に対して結ばれる契約です。どちらも発注者さまは会員に対して直接的な指揮命令が出来ない点が共通しており、会員と発注者さまおよびセンターの間には雇用関係がなく業務委託契約となります。

※3. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています（国税庁「適格請求書等保存方式の概要：免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置」より）。



公益社団法人 伊勢原市シルバー人材センター

〒259-1131 神奈川県伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ1F

TEL 0463-92-8801

FAX 0463-92-0008

E-MAIL isehara@sjc.ne.jp

